

平成28年(2016年)1月25日  
 政 策 会 議 資 料  
 地域教育部スポーツ推進室

## 市立吹田サッカースタジアムにおける事業所税の取扱いについて

### 1 市立吹田サッカースタジアムの特徴

#### (1) 施設の設置目的

プロサッカーの試合その他のスポーツ活動等の催しの用に供することにより、スポーツの推進及び青少年の健全育成並びに市民及び地域の交流を図り、もって、にぎわいと活力あふれるまちづくりに資することを目的とする。

#### (2) 管理の形態

- ア 指定管理者制度のもと利用料金制を採用して管理する。(指定管理料なし)  
 ⇒利用料金は、指定管理者が設定し(市の承認要)、指定管理者の収入となる。
- イ 株式会社ガンバ大阪を指定管理者とする。

#### (3) その他

- ア スタジアム建設募金団体が寄附金を集めて建設し、市に寄贈をした。
- イ 維持管理業務や修繕工事(大規模修繕を含む。)はすべて指定管理者の責任と費用負担で実施する。
- ウ スタジアム用地(府の所有)に係る土地賃借料は指定管理者が負担する。

### 2 事業所税

吹田市内の事業所において、法人または個人の行う事業に対して課税される。

ただし、吹田市内の事業所の床面積の合計が1,000平方メートル以下かつ従業者数が100人以下の場合は、課税されない。

事業所税	課税標準	税 率	免税点	スタジアムの場合(参考)	
資 産 割	事業所 床面積	600 円/㎡	1,000 ㎡ 以下	事業所床面積 約 12,000 ㎡	税額 約 7,200,000 円
従業者割	従業者 給与総額	0.25%	100人以下	37人	免税

### 3 事業所税の取扱い

利用料金で管理する公の施設の指定管理者に掛かる事業所税は全額免除する。

ただし、指定管理者としての事業以外の事業のために利用している部分を除く。

(指定管理料で管理する公の施設は非課税)

#### 4 事業所税を免除する理由

- (1) 「公の施設」として設置した施設である。
- (2) 指定管理者制度を採用する他の施設との均衡を考慮する。

#### 5 他市の事例

事業所税課税自治体 75 団体

- (1) 指定管理者に対して免除規定を設けている団体  
8 団体（旭川市、三鷹市、相模原市、浜松市、豊田市、  
四日市市、福山市、北九州市）
- (2) 指定管理者に対して課税している団体  
42 団体（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、  
京都市、神戸市ほか）

参考 相模原市市税条例施行規則 第 12 条（事業所税の減免）

「・・・指定管理者が管理を行う公の施設については、当該公の施設に係る資産割額及び従業者割額の全部を免除する。」

#### 6 今後の手続

税 の 手 続          市税条例施行規則の改正